

学習院役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和2年4月1日

施行

改正 令和7年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人学習院（以下「本院」という。）の校規第30条の4の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤理事とは、院長、専務理事及び常務理事をいう。なお、教職員が常勤理事となったときは、教職員としての身分は継続し、役員在任期間は教職員としての勤続年数に加える。
- 三 教職員理事とは、前号に定める者を除く本院の教職員（学校長を含む。）として給与を支給している理事をいう。
- 四 非常勤理事とは、前2号以外の理事をいう。
- 五 常勤監事とは、監事のうち、校規第17条の2の規定に基づき選定される者をいう。
- 六 非常勤監事とは、前号以外の監事をいう。
- 七 教職員評議員とは、本院の教職員（学校長を含む。）として給与を支給している評議員をいう。
- 八 非常勤評議員とは、前号以外の評議員をいう。
- 九 報酬等とは、報酬、賞与、慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、学習院教職員給与規程及び学習院教職員退職手当支給規程に基づくものを含まない。
- 十 費用とは、役員又は評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊料等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次の各号及び各別表に定めるとおり報酬等を支給するものとする。

- 一 常勤理事に対しては、報酬、賞与、退職慰労金及び役員慰労金を支給する。
- 二 教職員理事に対しては、役員としての報酬等は支給しない。
- 三 教職員評議員に対しては、評議員としての報酬等は支給しない。
- 四 非常勤理事、監事及び非常勤評議員に対しては、報酬のみ支給する。
- 五 非常勤評議員のうち評議員会の議長に就任した者には、前号の報酬に加え、議長の就任回数に応じて報酬を支給する。

(報酬額の算出方法)

第4条 常勤理事に対する報酬月額、別表1のとおりとし、各役員の手当は次の各号に定めるところによる。ただし、当該役員に就任後4年目以降にあつては、各1号手当上位の報酬を適用するものとする。

- 一 院長 11号手当
- 二 専務理事 9号手当
- 三 常務理事 7号手当

2 常勤理事のうち、専務理事、常務理事の報酬については、前項の定めにかかわらず勤務形態

によって減額することができる。

3 常勤理事のうち、教員を兼務する者については、第1項の金額の範囲内で、教員分と役員分とに区分するものとし、当該役員が役員に就任せず引き続き教員であったものとした場合に見込まれる給与月額を教員分とし、残りを役員分とする。

4 非常勤理事、監事及び非常勤評議員に対する報酬の額は、別表2のとおりとする。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤理事及び監事の報酬は、月の初日から末日までを算定期間とし、毎月1回その月の20日にその全額を支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときは繰り上げて支給する。なお、常勤理事の賞与、退職慰労金及び役員慰労金の支給日については、別に定めるところによる。

2 非常勤理事及び非常勤評議員の報酬は、前年度12月から当年度11月までの理事会又は評議員会の出席等法人運営のための業務に当たった回数に応じた額を、当年度12月末日までに一括で支給する。

3 報酬等は本人の同意を得た場合は、本人が指定する本人名義の預貯金口座への振込によることができる。

4 税金及び社会保険料等の法令に定められた項目については、報酬等から控除し支給する。

(月途中の就任、退任、解任の場合の報酬)

第6条 常勤理事若しくは監事が退任し又は解任された場合は、その日までの報酬を支給し、死亡による退任のときは、その月までの報酬を支給する。

2 月の途中で就任、退任、解任により、報酬額を日割りする場合は、その者の報酬月額に就任の日からの(退任、解任の場合はその日までの)現日数のうち日曜日の日数を差し引いた数を乗じ、その月の現日数から日曜日の日数を差し引いた数で除した額をその月の報酬額とする。この場合、1円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(賞与の算出方法)

第7条 常勤理事に対して毎年度予算の範囲内で、賞与として夏季手当及び年末手当を支給する。

2 夏季手当及び年末手当の支給基準日及び算定対象期間は、次のとおりとし、支給基準日現在1か月以上在任の者に支給する。なお、支給基準日前1か月以内に退任した者に対しても支給する。ただし、任期が満了し退任した場合及び解任された場合は、この限りではない。

一 夏季手当 支給基準日 6月1日
算定対象期間 前年11月2日～5月1日

二 年末手当 支給基準日 12月1日
算定対象期間 5月2日～11月1日

3 夏季手当及び年末手当の支給率は、原則として次のとおりとする。ただし、算定対象期間の途中で就任した者については、算定対象期間に対する在任期間の割合に応じて支給率を調整する。

一 夏季手当 報酬月額 × 3.0か月

二 年末手当 報酬月額 × 3.0か月

4 常勤理事のうち、教員を兼務する者については、前項の金額の範囲内で、教員分と役員分とに区分するものとし、支給総額に対して65%を教員分、35%を役員分とする。

(退職慰労金及び役員慰労金の支給)

第8条 常勤理事が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に退職慰労金及び役員慰労金を支給する。

2 常勤理事の退職慰労金及び役員慰労金の額は、理事会において決定する。

3 前項の金額の計算方法は、別に定めるところによる。

(費用)

第9条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員及び評議員に対して旅費を支給する。旅費の額は、学習院国内旅費規程及び学習院海外旅費規程に基づき決定する。

2 役員及び評議員が職務の執行に当たって前項以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第10条 本院は、この規程をもって、私立学校法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(改正)

第12条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議を経て行う。

附 則

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

2 この規程の施行に伴い、役員の報酬、退職慰労金及び役員慰労金等に関する規程（平成6年11月1日施行）は、令和2年3月31日をもって廃止する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 常勤理事俸給表

報酬	
号俸	月額
1	650,000円
2	721,000円
3	799,000円
4	888,000円
5	956,000円
6	1,027,000円
7	1,123,000円
8	1,212,000円
9	1,299,000円
10	1,391,000円
11	1,475,000円
12	1,506,000円

別表2 常勤理事以外の役員及び評議員の報酬額

教職員理事	無報酬（教職員としての給与のみ支給）		
非常勤理事	理事会等会議への出席	1～3回/年	年額 5万円
		4～6回/年	年額 7万円
		7回以上/年	年額 10万円

常勤監事	監事監査、理事会等 会議への出席その他 法人業務のための勤務	月額 60万円	
非常勤監事		月額 10万円	
教職員評議員	無報酬（教職員としての給与のみ支給）		
非常勤評議員	評議員会等会議への 出席	1回以上／年	年額 3万円
	評議員会議長就任	1～2回／年	1回 2万円
		3回以上／年	年額 5万円